



福県医発第394号（地）
平成22年 5月17日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
（ 公 印 省 略 ）

A型肝炎患者報告数の増加及びA型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

厚生労働省より、A型肝炎患者報告数の増加について情報提供がなされるとともに、A型肝炎発生届受理時の検体の確保等について通知が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

本年のA型肝炎の届出患者数は、第10週以降、例年に比して増加しており、第14週までに、すでに111例の届出がなされております。

本件は、A型肝炎については、聞き取りによる感染源の遡り調査が困難な場合が見受けられるため、医療機関に対して、感染症及び食中毒の調査における原因究明、及び発生予防の観点から、A型肝炎の発生届を行った場合には、ウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、患者の糞便検体を確保すること、並びに引き続き感染症法第15条に基づく積極的疫学調査への協力を求めるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 権藤秀之
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ17)

平成22年4月30日

都道府県医師会
感染症担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
保坂 シゲリ

A型肝炎患者報告数の増加及びA型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省健康局結核感染症課より、各都道府県等衛生主管部（局）感染症対策主管課に対して、A型肝炎患者報告数の増加について情報提供がなされるとともに、同省健康局結核感染症課長、及び医薬食品局食品安全部監視安全課長より、各都道府県等衛生主管部（局）長に対して、A型肝炎発生届受理時の検体の確保等について通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

本年におけるA型肝炎の届出患者数は、第10週以降、例年に比して増加しており、第14週までに、すでに111例の届出がなされております。

一方、A型肝炎については、聞き取りによる感染源の遡り調査が困難な場合が見受けられます。

医療機関におかれましては、感染症及び食中毒の調査における原因究明、及び発生予防の観点から、A型肝炎の発生届を行った場合には、ウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、患者の糞便検体の確保にご協力いただきますようお願いいたします。また、引き続き、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査にもご協力をお願いする次第です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知、協力方についてご高配いただきたくお願い申し上げます。

【情報提供】A型肝炎患者報告数の増加について

各都道府県・政令市・特別区
衛生主管部（局） 感染症対策主管課御中

いつも大変お世話になっております。

国内においては、下記の表の通り、本年3月からA型肝炎の患者報告数が増加しております。第11週（3月15日～21日）と第12週（3月22日～28日）では、いずれも13件の報告があり、過去3年間の週別報告数と比べて最多となっておりますので、引き続き注意が必要です。

なお、A型肝炎については、新潟市保健所から、新潟市内で発生した事例に関して、別添の通り、平成22年4月14日付けで報道発表をするとの連絡がありましたので、あわせて情報提供させていただきます。

今後とも、どうぞ、よろしくお願いいたします。

参考： 直近4年間のA型肝炎報告件数
（平成19年～22年の第1週～12週における報告件数）

	平成19年 (2007年)		平成20年 (2008年)		平成21年 (2009年)		平成22年 (2010年)	
	患者数	うち 国外	患者数	うち 国外	患者数	うち 国外	患者数	うち 国外
第1週	0	0	0	0	0	0	1	1
第2週	0	0	0	0	0	0	1	0
第3週	0	0	0	0	1	1	1	0
第4週	2	0	10	8	0	0	2	0
第5週	2	1	4	1	1	0	5	0
第6週	2	0	1	0	1	0	6	0
第7週	4	0	5	2	0	0	3	0
第8週	5	1	0	0	1	0	1	0
第9週	1	0	0	0	2	1	0	0
第10週	1	0	1	0	1	0	8	2
第11週	1	0	1	0	0	0	13	0
第12週	0	0	1	0	1	0	13	0

「うち国外」として示している件数は、推定感染地域について、確定あるいは推定として国外と記載されていた件数を、内数で示しています。

厚生労働省健康局結核感染症課

新潟市報道資料

A型肝炎の発生について

新潟市保健所

概要	新潟市内において3月31日から今日までA型肝炎が4件発生し、例年に比べ多くなっています。A型肝炎の感染は汚染された水、野菜、果物、魚介類等の飲食物を介して感染します。潜伏期間は2週間から8週間です。主な症状は発熱・下痢・倦怠感・食欲不振・黄疸などです。一般に予後は良好な疾患ですが、劇症化することもありますので注意が必要です。 予防のポイントは 1 食品を加熱する場合は、85℃以上の温度で1分間以上加熱する。 食品は加熱用か生食用か確かめる。 2 調理器具は煮沸や次亜塩素酸ナトリウム（500～5000ppm）等で消毒する。 3 感染者が使った食器や衣類などの共用は避け、煮沸等の消毒をする。 4 トイレの後、食事の前、料理を作る前、オムツ替えの後などには、よく手を洗う。 参考資料：リーフレット「～A型肝炎とは～」															
	<table> <tr> <th rowspan="3">A型肝炎届出件数</th><th colspan="2">4月12日現在</th><th colspan="2">昨年同時期</th></tr> <tr> <th>県内 (市内分以外)</th><th>市内</th><th>県内 (市内分以外)</th><th>市内</th></tr> <tr> <td>0件</td><td>5件</td><td>0件</td><td>1件</td></tr> </table>				A型肝炎届出件数	4月12日現在		昨年同時期		県内 (市内分以外)	市内	県内 (市内分以外)	市内	0件	5件	0件
A型肝炎届出件数	4月12日現在		昨年同時期													
	県内 (市内分以外)	市内	県内 (市内分以外)	市内												
	0件	5件	0件	1件												

備考

○この記事に関する問い合わせは、本日午後18時00分までとさせていただきます。

問合せ先：新潟市保健所

食品衛生については食品・環境衛生課 担当：野沢・本間・飛田 ☐025-212-8226

感染症については保健管理課 担当：山崎 ☐025-212-8194

～～A型肝炎とは～～

【原因及び感染経路】

- ・ A型肝炎は、A型肝炎ウイルスによる経口感染です。A型肝炎ウイルスがふん便中に排出され、そのふん便に汚染された水、飲食物を介して感染します。
- ・ 潜伏期間は2～8週間です。

【症 状】

- ・ 主な症状は、発熱、下痢、けん怠感、食欲不振、黄疸（おうだん）などですが、はっきりせず、かぜの症状とまぎらわしいこともあります。
- ・ 発熱のみの場合や、症状が出ないこともあります。
- ・ 劇症肝炎になることもあります。肝硬変から肝臓ガンになることはありません。

【原因食品】

- ・ A型肝炎ウイルスに汚染された水、野菜、果物及び魚介類などがあげられています。

【予 防】

- ・ 食品は85度より高い温度で1分以上加熱しましょう。
- ・ 魚介類等の食品は、生食用か加熱用かよく見てから調理をしましょう
- ・ 生ものを調理した調理器具は、次亜塩素酸ナトリウム溶液（500～5000ppm）等で消毒しましょう。
- ・ 感染者が、使った食器や衣類などの共用は避け、煮沸や次亜塩素酸ナトリウムなどで消毒しましょう。
- ・ トイレの後、食事の前、料理を作る前、オムツ替えの後などには、よく手を洗いましょう。

【消毒液の作り方】

- ・ 500ml の容器を用意します。
- ・ 塩素系漂白剤（ブリーチ、ハイター等）約10ml を容器に入れ、水を満たせば0.1%（1000ppm）の塩素濃度の消毒液ができます。
- ・ 作った消毒液はその日のうちに残さず使い切りましょう。

新潟市保健所

食品・環境衛生課 食品衛生係

電話 025-212-8226（直通）

FAX 025-246-5673

保健管理課 健康危機管理室

電話 025-212-8194（直通）

FAX 025-246-5672

健感発第 0426 第 2 号
食安監発 0426 第 4 号
平成 22 年 4 月 26 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省 健康局 結核感染症課長

医薬食品局食品安全部監視安全課長

A 型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

日頃より感染症の発生動向調査等へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

A 型肝炎については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項の規定による届出数の増加傾向について、既に本年 4 月 14 日及び 4 月 15 日に、貴部（局）へ情報提供を行ってきたところです。A 型肝炎の発生報告数は、平成 19 年以降、年間 150 例前後で推移してきましたが、今年は、第 10 週以降、届出患者数が例年に比して増加しており、第 14 週までに、すでに 111 例の届出がありました。

A 型肝炎については、糞便中にウイルスが排出され、患者との接触や水、食品等を介して経口的に感染することから、感染症法及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。）の双方の観点から必要な対応を行うようお願いしているところですが、感染後の潜伏期間が長く、その感染経路も多岐に渡ることから、聞き取りによる感染源の遡り調査が、非常に困難な場合が見受けられます。

このような状況において、感染源の共通性を見出すためには、患者の糞便から分離されるウイルス株の分子疫学的手法を用いた解析を行い、集団発生の動向を確認することが極めて重要となります。

つきましては、感染症及び食中毒の調査における原因究明及び発生予防の観点から、A 型肝炎の発生届を受理した場合には、ウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、患者の糞便検体の確保に努めていただきますようお願い致します。また、引き続き、感染症対策主管部（局）及び食品衛生主管部（局）の間で連携を図りつつ、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査を速やかに実施して頂くことにつきましても、特段のご配慮をお願いします。

なお、分子疫学的手法による検査方法に関する照会（PCR プライマー及び陽性コントロールの供与についての相談を含みます）は、以下の連絡先をお願いいたします。

国立感染症研究所ウイルス第二部第五室長 石井孝司

電話番号 042-561-0771

電子メールアドレス kishii@nih.go.jp